

川崎市社会保障・税番号制度の運用に関する情報化施策推進委員会設置要綱

平成 2 5 年 8 月 1 9 日

2 5 川総シ企第 7 9 4 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）等に基づき、本市における社会保障・税番号制度を円滑に運用するとともに、個人番号及び法人番号を活用した業務の効率化及び市民サービスの向上等を図るため、社会保障・税番号制度の運用に関する情報化施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 社会保障・税番号制度に関する庁内の全体調整に関すること。

(2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 委員会の所掌事務を統一的かつ効果的に推進するため、委員会に川崎市社会保障・税番号制度の運用に関する情報化推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

3 委員会の所掌事務について専門的な調査及び検討を行うため、委員会に川崎市社会保障・税番号制度の運用に関する情報化推進委員会検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

(委員会)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、情報統括監理者（川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成 1 9 年 3 月 3 0 日規則第 1 2 号）第 5 条）に指名された副市長をもって充てる。

3 副委員長は、副市長（前項に掲げる副市長を除く。）をもって充てる。

4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

5 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

(幹事会)

第 4 条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、総務企画局デジタル化施策推進室担当部長をもって充てる。

3 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

5 幹事長は、幹事会を総理し、幹事会を代表する。

6 幹事会は、検討部会の進行管理、検討部会間の調整、検討部会の所掌に属さない事項及びその他委員会の目的達成に必要な事項を所掌する。

7 幹事会は、必要に応じて検討部会の検討状況等を委員会に報告するものとする。

(検討部会)

第 5 条 検討部会に関する事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第6条 委員会、幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会等の庶務)

第7条 委員会、幹事会の庶務は、総務企画局デジタル化施策推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第4項関係)

委 員	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	健康福祉局長
	こども未来局長
	まちづくり局長
	危機管理監
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長

	麻生区長
	上下水道事業管理者
	病院局長
	教育次長

別表第2（第4条第3項関係）

幹 事	総務企画局総務部庶務課長
	財政局財政部庶務課長
	市民文化局市民生活部庶務課長
	経済労働局産業政策部庶務課長
	健康福祉局総務部庶務課長
	こども未来局総務部庶務課長
	まちづくり局総務部庶務課長
	危機管理本部危機管理部担当課長
	川崎区まちづくり推進部総務課長
	幸区まちづくり推進部総務課長
	中原区まちづくり推進部総務課長
	高津区まちづくり推進部総務課長
	宮前区まちづくり推進部総務課長
	多摩区まちづくり推進部総務課長
	麻生区まちづくり推進部総務課長
	上下水道局総務部庶務課長
	病院局総務部庶務課長
	教育委員会事務局総務部庶務課長